

○東京都北区船着場条例

平成一二年三月二八日条例第二一号

改正

平成一二年一二月八日条例第六五号
平成二二年三月二三日条例第一〇号
令和 元年一二月 六日条例第三七号

東京都北区船着場条例

（趣旨）

第一条 この条例は、東京都北区船着場（以下「船着場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水上バス 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に基づき、国土交通大臣の免許又は許可を受けて営まれる船舶運航事業に使用される旅客船をいう。
- 二 船着場 前号に規定する水上バス等の発着に使用する係留施設をいう。

（設置）

第三条 水上バス等の安全かつ円滑な運航を図り、区民の利便と安全に資するため船着場を設置する。

2 船着場の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（用途）

第四条 船着場の用途は、次のとおりとする。

- 一 水上バスの発着
- 二 災害その他の事故対策のために使用する船舶の発着
- 三 国及び地方公共団体が使用する船舶の発着
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に認めるもの

（使用手続等）

第五条 船着場を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、防災活動その他緊急時の使用については、この限りでない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

（使用の不承認）

第六条 区長は、船着場の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第七条 船着場の使用料は、別表第二のとおりとする。

（使用料の減免）

第八条 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第九条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用承認の取消し等）

第十条 区長は、船着場の使用について、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく東京都北区規則（以下「規則」という。）その他の規定に違反したとき。
- 二 使用の目的に反し、又は使用の条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により使用ができなくなつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第十一条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を終了したとき、又は使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

（使用权の譲渡等の禁止）

第十二条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第十三条 船着場の施設に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第十四条 使用者は、船着場に特別な設備をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（行為の制限）

第十五条 船着場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 一 立入禁止区域に立ち入ること。
 - 二 定められた場所以外で火気を使用し、又は危険物を持ち込むこと。
 - 三 物品の販売その他の営業行為をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、船着場の管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。
- (委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の申請その他船着場の使用のため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則(平成一二年一二月八日条例第六五号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

付 則(平成二二年三月二三日条例第一〇号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則(令和元年一二月六日条例第三七号)

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。(令和二年三月規則第九号で、同二年四月一日から施行)

別表第一（第三条関係）

名称	位置
東京都北区神谷船着場	東京都北区神谷一丁目三番地先
東京都北区岩淵船着場	東京都北区志茂五丁目四十一番地先
東京都北区北赤羽船着場	東京都北区浮間一丁目一番地先
東京都北区豊島船着場	東京都北区豊島五丁目五番地先
東京都北区志茂船着場	東京都北区神谷三丁目十番地先

別表第二（第七条関係）

使用単位	使用料
一船着場一日	船舶の総トン数の一トンにつき 十七円

備考

- 一 総トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）で定められた船舶の容積トン数をいう。
 - 二 同一使用者で、二隻以上の船舶を発着させる場合の使用料は、当該船舶の総トン数の合計を船舶の数で除して得たトン数を乗じて算定するものとする。
 - 三 別表第二の規定により算出して得た一件の使用料の額が百円未満となる使用料は、これを百円とする。
-